

私の世界市民科学「再」探訪 ～“Living Knowledge”国際会議によせて～

はじめに

あれは2015年のことだったでしょうか。「ズームを使ったオンライン会議」が当たり前になった今とちがって、当時はまだ「最先端」あつかいだったスカイプを用いて、『市民科学に関する国際会議』についてオンラインで語り合おうと、市民科学研究室の上田代表がよびかけました。そのときの出席者はたった3名でしたが、私はこの「国際会議」にあこがれともいべき強い興味をいだき、翌2016年、アイルランドのダブリンで開催された“Living Knowledge”会議にて、「知識は文字通りみんなのもの：市民科学研究室の目的」と題する報告をおこなうにいたりしました。英語を母語としない私は、自分が発表しないセッションに出ても、「意味のある発言なんてできるのだろうか」などと妙に緊張したものでしたが、「あなたの質問で流れが変わりました」と司会者にいわれておおいに安堵する、といった経験もしています。懇親会に出るころには緊張もすっかりとけ、交流をおおいに楽しんだ…はずだったのですが、この種の会議ではありがちなことですが、帰国後には参加者らとの交流がほとんどなくなり、そのことはさびしく思っていたのです。…理事になってすでに数か月がたった今年、市民研「みらい会議」で“Living Knowledge”のことが話題になり「おや」と思ったのに続いて、この会議に深くかわる3人の女性スタッフの活動を調べて書いてほしいと上田代表にいわれた私は、ダブリンでの快活な様子が印象的だったSophie Duncan氏がそのなかにいるのを見てなつかしくなり、喜びいさんで引き受けました。しかし、調べてもなかなかわからないものですね。まず3人のうち1人については、とりあげることが断念せざるをえませんでした。そうこうしているうちに「ロバート・オウエン協会」での「デジタル地域通貨」に関する研究集会などもあり、そこでの討論もへて私は、市民科学にかぎらずいわゆる「オルタナティブ」運動にありがちな問題点として、「理念がはなばなしく語られ続けることに、具体的な実践がなかなか追いつかない」ことがあって、「調べてもわからない」こともそれと無関係ではないことに思いました。そう、市民科学関係者も苦闘のさなかにいるのです。……

【続きは市民研HPにて】

“Living Knowledge”のウェブサイトに掲げられたイメージ図より



アーカイブ研究会 ～じぶんたちのために、つくる、しらべる～

いま、保存するか、消去するか じぶんたちはどうするのか

「デジタル化」と「大量のデータ」にもとづく「アーカイブ」の欲望が高まっている時代において、「じぶん」と「市民社会」はどうなっていくのか。この問題も、ひとつの「科学」になっていくのではないのか。これまで、「科学と人間」、「科学と社会」、「技術と文化」と言われてきた問いは、映像や音声も含めた「デジタルアーカイブ」の構築によってどうなっていくだろうか。しかし、実際には、新しい技術が絡みながら、政治やビジネスや他者との関係で、「アーカイブ」としての「保存」や「継承」はどこまでできるだろうか。わたしは「じぶん」勝手に考えながら、昨年、市民科学研究室の動画を視聴するためのサイト「くらしとかがくのアーカイブ」とともに、新しいメンバーで「アーカイブ研究会」の活動を始めています。Bending Science研究会で行ってきた、国内の産業による「日本の科学」の事例研究も、このアーカイブ研究会で継承することにしています。

市民科学研究室には、会員にはあまり知られていないようなものがたくさんあります。科学と社会に関する蔵書の他に、小冊子、論文、活動の記録、視聴覚資料などが保管されています。これらの資料群（アーカイブズ）を、市民科学研究室の「アーカイブ」として利用しやすいようにして、これをもとにした「市民科学」を生み出していくというのが「じぶん」たちの狙いです。

「制作する」と「研究する」 コミュニケーションができるか

市民科学研究室での「アーカイブ」の活動は、「制作」と「研究」を両方できるようにすることを目指して、「じぶんでつくる」、「じぶんでしらべる」を合言葉にしながら進めていきたいと考えています。数多くの動画を閲覧できるアーカイブサイトをつくることや、過去・現在・未来を貫いていく集約的な「アーカイブ」についての研究は、学問的な専門分野だけでなく、世の中のいろんな職業の分野にも関わりながら、「じぶん」たちのために進めていく必要があります。……

【続きは市民研HPにて】



市民研へのご入会／ご寄付のご案内

市民研の活動は会員となってくださる方々の会費やご寄付によって支えられています。市民研の活動にご賛同いただける方、支援をしていただける方には、ご入会やご寄付をお願いいたします。ご送金・ご入会・ご寄付につきましては以下のやり方でお願いしています。

- 100円単位の送金 100円単位のカンパや少額の送金(郵送料など)にご利用ください。市民科学研究室の新しいウェブサイトのメインメニューに「ご支援のお願い」があります。そこから「市民研オンラインショップ」のサイトにつながります。そのなかに、「一口100円ご送金」のカートがありますので、ご利用ください。
- 会員登録 年会費を送金して次のいずれかの会員になることができます。
 - ★正会員(レイチェル会員)………年会費 10,000円(議決権、動画見放題、参加費無料)
 - ★賛助会員Ⅰ(ファープル会員)………年会費 5,000円(動画見放題、参加費無料)
 - ★賛助会員Ⅱ(ダーウィン会員)………年会費 3,000円(参加費無料)

会員になると、以下のサービスを受けることができます。

1. 隔月の機関誌『市民研通信』の送付(会員は全文アクセス可、非会員には有料の記事論文あり)
2. 市民研メーリングリストへの全会員の登録
3. 市民研の各種研究会への参加(オンラインでの参加はすべての会員は無料)
4. 市民研のイベント動画がいつでもどれでも見放題(レイチェル会員とファープル会員のみ)
5. 市民研が刊行した出版物の寄贈(レイチェル会員のみ)
6. 市民研主催の市民科学講座・各種イベント・研究会での配布資料、市民研の代表や理事メンバーらが講師として招かれた講演などの配布資料のうち、公開可能なものから精選して送付
7. 市民科学研究室所蔵の書籍・文献資料や映像資料の借出し(期限1ヶ月)

- ご寄付 一口1,000円から受け付けております。ご送金の方法は以下のいずれかでお願い致します。郵便振替用紙にて……口座加入者名：市民科学 振替口座番号：00160-4-608503 クレジットカード決済……市民研サイトのオンラインのカートより(「ご寄付・ご支援」コーナー) お手持の銀行口座から……「ゆうちょ銀行」支店名：〇一九 口座番号：608503 宛に



ご寄贈いただいた資料

市民科学研究室に以下に記しました書籍・資料などを寄贈していただきました。心よりお礼申し上げます。2007年からのものを、新しいものが上に来るように並べています。https://www.shiminkagaku.org/donatedmaterials/

様々な方々や団体から市民科学研究室にご寄贈いただく書籍や資料などが、毎月10点前後になります。写真は最近1ヶ月ほどの間に届いたものです。近々設けることになる「事務所開放日(土曜日)」には、どなたでもいらして所蔵資料を閲覧いただけます。

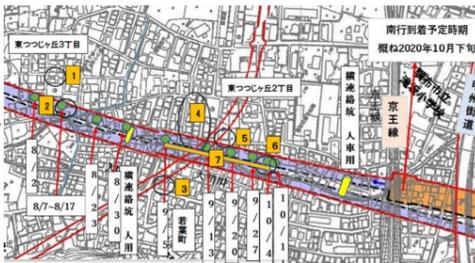


Information

東京外環道路建設におけるシールドマシンによる地下トンネル工事に伴う騒音・振動・低周波音の測定に関する要望および公開質問状

2021年の高木仁三郎市民科学基金の助成を受けて、市民科学研究室が被害者住民らと共同で「外環振動・低周波音調査会」を立ち上げ、地盤・地質、振動・騒音、そして環境センシングの分野の専門家の協力を取り付けつつ、まずは、振動・低周波音被害の実態調査を実施しました。

その結果をふまえて、シールドマシンによる掘進が進行・再開されているエリア(外環道の練馬エリア、横浜環状南線エリアなど)を含めて、地下工事から発生する振動を常時モニタリングする必要性を痛感し、簡易な振動計(既存の振動加速度センサーのアプリケーションを改良して中古iPhoneに装備したものを)、個々の住宅に設置して、Wi-Fiを用いてデータを自動記録するシステムを開発して、計測網を現在広げているところです。



こうしたなかで、事業者らに、住民が納得のいく適正なモニタリングを行わせるために、次の「要望および公開質問状」を国土交通省、NEXCO東日本、NEXCO中日本、東京都、外環に関連する各自自体など計30箇所提出しました(2022年4月8日付)。

市民科学研究室ウェブサイト本文を掲げていますので、ご覧ください。

東京外環道路建設におけるシールドマシンによる地下トンネル工事に伴う騒音・振動・低周波音の測定に関する要望および公開質問状

Information

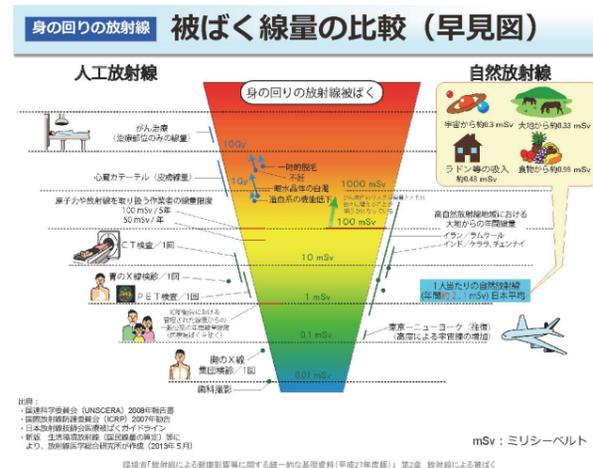
「放射線被ばくの早見図」についての公開質問状とそれへの回答を掲載しています

2022年2月14日、市民科学研究室・低線量被曝研究会は7名の署名を付記して、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門放射線医学研究所所長の山下俊一氏宛に『放射線被ばくの早見図』についての公開質問書を送りました。

それに対する回答が3月15日付で届けられましたので、質問書とあわせて市民科学研究室ウェブサイトに掲載しています。なお先ごろ、市民科学研究室・低線量被曝研究会では、この回答を受けての再質問状を出したところ。その回答が届き次第、同じウェブページでお知らせすることになります。

●「放射線被ばくの早見図」についての公開質問状

●国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門放射線医学研究所(旧・放医研)からの回答



家庭裁判所における「科学」の問題

【講師：横山勝さん プロフィール】

大学では、社会思想や協働組合思想を学ぶ一方、大学の学生相談室で、家庭裁判所調査官なる仕事があることを知り、家庭裁判所調査官となって、1990年から2019年、全国各地で勤務していた。現在は、公立図書館館長の傍ら、少年友の会や非行克服支援センターの活動を通じ、家庭裁判所の近接領域での活動もしている。

【講座の趣旨】

家庭裁判所は、夫婦・親子の諸問題（離婚、養子、相続、成年後見など）と未成年者が起こした法律違反に特化して対応している。ほかの裁判所とは大きく異なる裁判所となっている。そして、法律だけではなく、科学的な対応をすることを念頭においている。そのため、最終決定をするのは、ほかの裁判所と同じく法律専門職である裁判官であるが、家庭裁判所は、家庭裁判所調査官や医務室技官を配置して、法律以外の発想も重視することとなっている。家庭裁判所設立時の理念、その後の変遷、現状等について、講師から語った上、参加者との質疑、議論を行いたい。

【講義篇】

ご紹介いただきました横山です。ご案内に書いていただいた通り、私は大学の学部の時に協同（働）組合のことをやっていました。案内文で協同が協働となっているのがご愛嬌で、最近では実は協同組合のことからは少し離れていますが、いちおうその後、労働組合などもやっていたので、協同というところも働く方が変換で出てきてしまうようです。

労働組合をやっていたのは、29年間、家庭裁判所で勤めていた間のことです。家庭裁判所にも労働組合があって、そちらでも役員をやったりしていました。家庭裁判所って名前は皆さんご存じだし、時々、利用された方もおられると思うのですが、一方で意外にあまり知られていないというところもあります。ですので、前半はそこをお話して、……



【続きは市民研HPIにて】

携帯電話などの電磁波と青少年の

脳腫瘍の関連を調べた国際疫学研究の結果

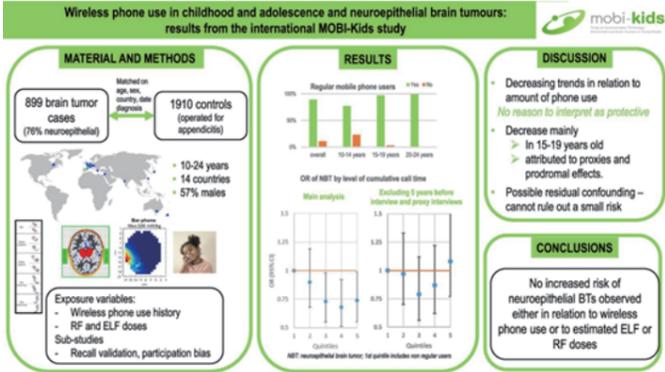
無線電話（携帯電話とコードレスフォン）から出る電磁波が、青少年の脳腫瘍リスクを増やすのかを調べた、日本を含む14カ国による疫学調査「MOBI-Kids（モビ・キッズ）」の結果をまとめた論文が昨年（2021年）12月に発表されました[1]。結論は「本研究は、若年者における無線電話の使用と脳腫瘍との因果関係を示す証拠を提供しない」が、この研究の限界により「わずかなリスク増加を否定することはできない」というものでした。電磁波による健康影響の可能性について警鐘を鳴らしている専門家からは、この研究は問題があるため「データは解釈不能であり、この研究結果は却下されるべき」との指摘も出されています。青少年を対象とした電磁波問題と脳腫瘍についての疫学調査としては過去最大規模とされるこの研究の概要を紹介し、問題点を検討します。

大人への研究で「携帯電波で脳腫瘍」の疑い

この論文が引用した報告によると、脳および中枢神経系がんの年齢調整罹患率は、全世界で1990年と2016年の間に17.3%増加しました[2]。その原因の一つとして、端末を頭の至近距離で使うことが多い携帯電話やコードレスフォンが放出する電波が疑われてきました。

スウェーデンのHardell（ハーデル）らは2015年、携帯電話使用と関連した脳腫瘍の大規模な疫学研究を複数実施しました。1,498人の神経膠腫（悪性脳腫瘍の一種）患者群（18～80歳）と3,530人の対照群を対象としたプール解析で、携帯電話の使用により、リスクが1.3倍（95%CI 1.1–1.6）増加すると報告しました[3]。……

【続きは市民研HPIにて】



第9章 労働と賃金

第9章 労働と賃金

企業は、建物や機械、事務所などの生産設備（実物資本）を用意し、労働者・職員を雇い入れて生産活動を行なう。どのように生産活動を行なうかの決定権は、経営者にあり、労働者は受け身の立場にある。その結果、労働者の賃金が低かったり、苛酷な労働環境であることが問題になってきた。

これを解決すべく、計画経済を導入した国家もあったが、うまく行かなかった。計画経済を導入しなかった国や地域では、労働組合をつくったり労働規制をもうけることで労働者の立場を守ろうとした。規制が強すぎると生産性を損ない、規制が弱すぎると労働者の労働条件が悪くなり低賃金にあえぐことになる。

では、いかなる賃金水準が望ましく、どのような労働規制を設ければいいのか。労働教育はどうあるべきか。この章では、それを考える。

なお、ここでの「労働者」には、事務職・ホワイトカラーや技術職も含める。企業のサラリーマンは「肉体労働をしていないから自分は労働者じゃない。だから、労働組合になんか入らないでいい」などと、考えがちである。しかし、経営側から賃金をもらうということでは、同様の立場である。中間管理職はどちらに属するかなどの問題もあるが、個人個人のかだけでどうかしようとするれば、圧倒的に「労働者」には不利である。特に能力が高いか、運がいい労働者だけが、いい待遇を得ることになる。経営側にとっては、大変都合がいい。

9-1 賃金水準はどうあるべきか

まず、賃金水準のことを考えてみる。賃金水準はどうあるべきか、いろいろな考え方があ

1) 生活できる水準

2) 生産性に見合った水準

3) 企業が利益を確保できる範囲

ひとつひとつ検討してみよう。……

【続きは市民研HPIにて】

補論／『技術の社会史』と『現代技術評論』をつなぐ

1.技術の功罪—移行期における歴史的な総括と展望

一九九〇年七月有斐閣より戦前より技術史研究に取り組んできた山崎俊雄の編集による『技術の社会史6 技術革新と現代社会』が刊行される。編者の山崎俊雄は「脱産業社会」を標榜した新たな開発主義の局面を迎えた一九八〇年代の動きの帰趨を見極めるように、第1巻から第5巻が刊行される一九八〇年代初頭から若干の間を置いて、最終巻の第6巻および飯田賢一編集による別巻を一九九〇年に刊行した。最終巻の『技術の社会史6 技術革新と現代社会』において第1章を「戦後農業技術の展開と農業構造の変化」、第2章を「総合石油化学工業の成立と環境問題」、第3章を「戦後日本における都市建設技術の革新」そして第4章は「情報技術の発展と社会」として一九九〇年代初頭における現代社会における技術史的課題を設定した。

そして序説「高度工業情報社会への途」を编者自らが担当し扉絵には「静岡県天竜川の佐久間ダム」の写真掲載し、以下のキャプションをつける。「1956年電源開発会社により完成したこのダムは、戦後技術革新の第一歩を築いた。アメリカから大量に輸入された大型土木機械は日本建設技術史に画期をもたらした。写真は一九七七年開設の「佐久間電力館」屋上から一九八五年秋に撮影したものである。」一九八〇年代半ばにおいて、高度経済成長の礎となった電源開発事業の振り返りが扉絵に置かれることから、一定の「国民的合意」を可能とする歴史的総括が本書において目指されていたことがわかる。……【続きは市民研HPIにて】



◆実施要領◆

場所：東京大学総合研究博物館ハーバリウム（現地参加とオンライン配信）

日時：3月13日（日）13:30～15:00（現場では13:15-16:00）

◆講師◆

池田博（東京大学総合研究博物館 准教授）

三河内彰子（市民科学研究室 理事、明治学院大学言語文化研究所 研究員、

東京大学総合研究博物館 研究事業協力者）

はじめに

国内外のミュージアムにおいて、植物標本はハーバリウム（植物標本庫）とよばれる場所で保管され、学術研究や展示に利用されてきました。ハーバリウムは通常一般公開されていないことが多いだけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、世界中のミュージアムが一時一般への公開事業を中止せざるを得ないという状況が起きました。その渦中で、市民科学研究室（市民研）では、2020年12月にオンライン会議室システム（Zoom）を使ったミュージアム公開の試み「ミュージアムにおける植物画の楽しみ方」を東京大学総合研究博物館ハーバリウムの池田博先生のご協力を得て開催しました。市民研ではオンラインによる講座や研究会の公開は2018年5月から開始しましたが、オンラインで現地の事物を配信するのはこの回が初めてでした。今回は引き続きミュージアムをテーマに、ミュージアムと市民参画という視点から、若干名の現地参加者を募り、押し葉標本作製やデジタルアーカイブ化の作業などの博物館活動を体験し、その様子をオンラインで配信することとしました。ここでは実施の報告に加え、当日も触れたシリーズ化と上記のオンライン化についてこの機会にまとめることとし、以下の順で、講座のシリーズ化とオンライン化、当日の内容、オンライン参加者との交流で見出された考察を報告します。……



【続きは市民研HPIにて】

国際博物館会議（ICOM）の博物館定義の改定と博物館法の一部改正

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（Covid-19）によるパンデミックは、丸2年を経過して、様相を変えつつも一向に治まりません。そんな中、ロシア軍によるウクライナ侵攻が2022年2月24日に始まり、博物館の世界も二重、三重の影響を受けています。博物館と社会を考えるこの連載が、現実の社会と無縁であるはずはありません。そのためもあって今回は、前回の続きではなく、今まさに国内外の博物館の世界で動いている事項を取り上げたいと思います。

今回は、国際博物館会議（ICOM）の規約における博物館の定義の改定の動きと、日本の国内法である博物館法がこのほど改正されたことを紹介します。まずは関係者・関心ある方々に情報源情報を共有することを目指しました。

2. ICOMの博物館定義の改定の経緯

連載第10回では、ICOMの3年に1回の大会（general conference）である第25回大会が2019年に京都で開催されたことを速報しました（注1）。京都大会の最終日には規約の改定のための臨時総会が開かれ、激論の末に定義の改定案をその場では採決せず、「採決を延期する」ことを投票の7割ほどの多数で決議して、改定は先送りされました。

大会後、役員・事務局で混乱が起き、京都で2期目として選出されたばかりのSuay Aksoy会長と一部の理事が辞任し、副会長のAlberto Garlandini氏が新たな会長に就きました。また改定案の草案を検討した常置委員会（MDPP）は委員長と一部の委員が交代しMDPP2が立ち上がり、2020年には改めて、Museum Define常置委員会と改名され、会を構成する各委員会との協議（consultation）の方法を組み立て直して発表しました（注2）。……

【続きは市民研HPIにて】

図1. ICOM規約の博物館の定義の改定における協議（consultation）のプロセス

